

公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠

(2022年度の適用料金)

1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00110685
デジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00091498

2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	デジタル公衆電話 発信機能
① 2021年度の各機能に係る電気通信番号数 (2021年度末×12ヶ月) (台)	1,194,204	234,264
(a) 下記以外 (台)	581,244	234,264
(b) 特設公衆電話台数 (台)	612,960	0
② 合算番号単価 (2021年度末時点適用分) (円)	2	2
③ 各機能における事業法110条に規定する 負担金の額 ((a)+(b-2)) (円)	1,944,513	912,423
(a) (b)以外に係る負担金の額(①(a)×②) (円)	1,162,488	468,528
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額(①(b)×②) (円)	1,225,920	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 (b-1)について、公衆電話発信機能とデジタル 公衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按分。) (円)	782,025	443,895
④ 2021年度の算定対象需要実績 (千時間)	488	277
⑤ 1秒当り料金額 (③/④) (円/秒)	0.00110685	0.00091498

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値